

法人協

第30号

2017年3月発行

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
社会福祉法人協議会

〔もくじ〕

社会福祉法人を取り巻く制度の動向……………	3
現地取材報告 介護人材を考える（第3回・最終回） EPA 介護福祉士候補者 現地説明会に参加して…	6
社会福祉法人協議会からのお知らせ（関東甲信越静ブロック社会福祉法人経営青年会総会・研修会他）…	12

社会福祉法人の今後

社会福祉法人 原町成年寮 副理事長
東社協 知的発達障害部会 部会長 坂本 光敏

1 はじめに

この仕事を始めた40年前、給料は手取り10万も行かず、近隣の町工場の工員さんと大差ありませんでした。その後、福祉における公的責任が叫ばれ、東京都民間社会福祉施設職員給与公私格差是正事業が通勤寮にも導入され、勤続を重ねるに従い、給与も上がって行きました。しかし、平成11年をもって公私格差是正事業は廃止され、社会福祉基礎構造改革という流れの中で、気がついたら、福祉から「社会」という名が消え、新たに「サービス」という文字が入っていました。公的責任の後退です。



公私格差是正事業や国の給与等改善費がなくなった時、各法人は独自に職員の定期昇給財源の確保や施設整備・修繕費の確保の必要性が求められ、そのために、こつこつ積立金として確保してきました。そこを狙い撃ちしたのがイコールフットینگ論ではないでしょうか。

2 知的障害者福祉のながれ

戦後の知的障害者福祉は、義務教育から排除されていた障害児に教育の場を提供しようという実践から始まりました。学校教育法による就学猶予・免除制度は、実に昭和40年代まで続いたのです。親や教育関係者の運動により教育の場を確保する入所施設建設運動が高揚します。障害児の全員就学（養護学校義務化）が実現すると、次の問題は卒後の日中活動をどのように保障していくのかという課題でした。親の会を中心に無認可の小規模作業所が各地区に立ち上

がります。このような状況を抜本的に変えたのは、昭和50年代の自治体による国際障害者年行動計画の実施です。初めて自治体が主体となり、「共に生きる社会を目指すため」公立の施設開設が始まります。このように、知的障害を持つ方を主に対象とする社会福祉法人は、親の会の運動と結びつき、制度化を実現し、知的障害者福祉に取り組んで来た法人が多いのも事実です。私が所属する原町成年寮も、昭和30年代初頭の入所施設建設運動が基盤となっています。都内の多くの社会福祉法人は、利用者の幸せを求めて、実践を展開し、必要な事業を開設してきた歴史があります。繰越金があるからといって、それは運営に余裕があるからではなく、今後の事業展開に必要な不可欠なものだからです。

3 東社協知的発達障害部会の現状

東社協の地域公益活動についても、このような活動をすることが、逆に社会福祉法人は余裕があると世間に知らしめることになるのではないかと、本音では思っていました。知的発達障害部会役員会では、東社協事務局から提案を受け、何度も議論を重ね、現在の国の動向の中で社会福祉法人が置かれている状況を考慮すると、東京都地域公益活動推進協議会に加盟することが必要との結論に達し、部会加盟施設に呼びかけました。その結果、56%の会員施設に加盟していただくことができました。

現在知的発達障害部会に加盟する施設は420カ所となっています。部会の特徴は施設長と従事者が対等な立場で役員を構成し、必要な課題に取り組むことです。東京都に対する毎年の予算・政策提言活動、次世代の東京の知的障害福祉を担う人材育成のための様々な研修の企画推進、利用者の権利擁護・虐待防止への取り組みなど行っています。また、児童施設・入所施設・通所施設・地域支援の4つの部会では、個別の課題を掘り下げ検討・研修を実施しています。国の政策では対応できにくい大都市東京特有の居住支援ニーズを改善するため、都内知的障害関係当事者従事者6団体で、毎年東京大集会を開催してきました。

特に、東日本大震災では、被害を受けた障害当事者を具体的に支援するため、都内関係団体と合同災害対策本部を立ち上げ、5年間にわたって特別委員会として現地に会員施設職員を派遣してきました。この経験から平成29年度からは、部会の常設災害対策委員会を設置して具体的な検討に入ることにしています。

4 共生社会の実現にむけて

去年は障害者差別解消法施行の年にも係わらず、不幸な陰惨なあの相模原事件が起きました。実は事件のあった施設は私の実家の側にあり、児童期から慣れ親しんだ施設でした。ともすれば地域から離れた場所にある大規模施設として見られがちですが、地元の方達は、利用者を地域社会の一員として受け入れ、努力をしてきたのは事実です。それだけに、事件を風化させてはならないでしょう。部会としては、事件の背景を検証するための研修を行い、今こそ、障害当事者の方が社会にむけて発信していくことを支援していかなければならないと考え、昨年12月の国連障害者週間では「いいだばしフェスタ2016」を開催しました。来年度からは、障害当事者の文化・芸術活動を推進する特別委員会を立ち上げることになりました。

5 これからの社会福祉法人 民間社会事業の実践の伝統を継承しよう

もともと、社会福祉法人は公的責任を国に変わって実践することが任務です。しかし、いつのまにか、福祉は金になると判断した一部の方達の参入によって、この精神が曲げられてきた、財務省の介入の口実を与えてしまったのではないのでしょうか。

私たち社会福祉法人の運営を担う者は、先人の、利用者の支援の必要性から出発し実践を先行させ制度化を実現するという精神を引き継いでいかなければならないと思います。

目前の困難を抱えた方々に対し、なんとかしなければならないとの思いは、原点です。この精神の先の対象者を拡大したところに「地域における公益活動の実施」が見えてくるのではないかと思います。特別のことをするのではなく、これからも今までと同じ事をしていきたいと考えています。

■ 社会福祉法人を取り巻く制度の動向

改正社会福祉法 本格施行（29年4月）に向けた最近の動向等について

1 改正社会福祉法に係る国からの通知等の発出状況と見込み

改正社会福祉法の本格施行（平成29年4月）が目前に迫っています。29年4月施行の内容は、平成28年11月11日付で政省令（会計監査人の設置基準、評議員数に関する経過措置、評議員等と特殊の関係を有する者、控除対象財産額など）が公布され、また、同日の厚生労働省からの『「社会福祉法人の認可について」の一部改正について』（社会福祉法人審査基準の改正や社会福祉法人定款例への位置付け変更など）をはじめとした関連通知の発出により、概ね明らかになっています。これらの通知等を受け、各法人においてもこれまで定款の変更、29年4月以降の評議員の選任などの準備が進められてきています。

他方、上記の11月11日付の通知等の中では、社会福祉充実計画の詳細など確定していなかった部分もありました。これらの内容については、平成29年1月以降に順次、厚生労働省から通知等が発出されています。

平成28年11月11日の後に発出された改正社会福祉法に関係する主な通知等

- 1 法人運営（定款、役員・評議員等）
—平成29年1月24日発出 事務連絡—
○社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第40条の適用に関するQ & Aについて
- 2 社会福祉充実計画
—平成29年1月24日発出 通知—
○社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について
○「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について
—平成29年2月13日発出 事務連絡—
○「社会福祉充実計画の承認等に関するQ & A（vol.1）」について

さらに、上記の通知等に加えて、今後、入札契約等の取扱い、平成29年度からの現況報告書等の様式、指導監査の実施要綱及び指導監査ガイドライン、措置費等の弾力運用の見直しなどについての通知等も厚生労働省から発出される見込みです（3月16日現在）。

このうち、入札契約等の取扱いについては、①随意契約によることができる場合の一般的な基準の見直し、②会計監査に係る契約の特例の創設、③計算書類等の扱いの見直しの3点について見直しを行うことが検討されています。

また、措置費等の弾力運用の見直しについては「地域における公益的な取組」を実施する責務、社会福祉充実残額が生じる場合に社会福祉充実計画を策定する必要があることを踏まえて検討されているものです。2月14日にパブリックコメントにおいて示されている見直しの方向性は下記のとおりです。パブリックコメントの意見等受付締切日は3月15日でしたので、その後に通知が発出される見込みですが、その内容等について各法人において確認しておく必要があります。

パブリックコメントで示されている見直しの方向性

[前期末支払資金残高の取扱い]

- 前期末支払資金残高を充当できる公益事業の範囲について、同一法人が運営する公益事業全般へと対象を拡大すること。
- 前期末支払資金残高のうち、同一法人が運営する公益事業に充当できる額の上限を撤廃すること。

[法人本部の運営に要する経費の取扱い]

- 事務費支出について、会計監査人の設置に要する費用が含まれることを明示すること。
- 理事長又は理事と施設長等とを兼務している場合に、当該理事長又は理事としての役員報酬は対象経費として認められない旨の規定を削除すること。

2 決算関係スケジュール及び監査報告書の例示が示される

厚生労働省は平成29年3月2日に都道府県等を対象に開催した「社会・援護局関係主管課長会議」の中で、改正社会福祉法の本格施行を踏まえた「決算関係スケジュール」の例を示しています。このスケジュールは、あくまで、例示であり、各社会福祉法人の実態に応じて適切に実施していくこととされています。

また、監事は、改正後社会福祉法施行規則第2条の27 及び第2条の40 第2項により、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録を受領したときは、監査報告を作成しなければなりません。同会議では決算関係スケジュールとあわせて「監査報告書」の様式例も示しています。

厚生労働省が示した決算関係スケジュール（例）

期間	月日	主要項目
毎会計年度終了後3月以内 4週間経過日(6月8日)まで 2週間前の日から(中14日間) 1週間前まで(中7日間)	3月31日	○決算期
	5月10日	○事業報告等（事業報告及びその附属明細書）の提出（理事→各監事） ○計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録の提出（理事→各監事） ＜（必要に応じて）特定理事の選定（任意）＞
		○監事監査の実施 ・ 監事で監事監査の実施方法（日程、職務分担など）について協議 ・ 業務監査及び会計監査の実施 ・ 監査報告の作成 ＜（必要に応じて）特定監事の選定（任意）＞
	5月29日	○監査報告の提出（特定監事→特定理事）
	5月31日	○理事会の開催（旧役員による） 注）招集通知の発出は1週間前（招集手続の省略可） ・ 事業報告等、計算関係書類及び財産目録の承認 ・ 定時評議員会の日時・場所、議題等（決算・新役員・報酬基準等※）の決定
	6月1日	○事業報告等、計算関係書類及び監査報告を事務所に備置き
	6月1日	○定時評議員会の招集通知の発出 （計算書類、事業報告、財産目録及び監査報告の提供）
	6月16日	○定時評議員会の開催 ・ 計算書類及び財産目録の承認、事業報告の報告 ・ 新役員の選任、報酬基準の承認等※
		○理事会の開催（新役員による） 注）招集通知の発出は1週間前（招集手続の省略可） ・ 理事長の選定等
		○理事長等の登記（理事長選定後2週間以内）
	6月30日まで	○資産の総額の登記 ○所轄庁への届出・公表 ○財産目録等を事務所に備置き

※ 社会福祉充実残額がある法人は、社会福祉充実計画の承認も併せて行うこととなる。

監査報告書

平成29年〇月〇日

社会福祉法人〇〇福祉会
理事長 〇〇 〇〇 殿

監事 〇〇 〇〇 印

監事 〇〇 〇〇 印

私たち監事は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

■ 現地取材報告 介護人材を考える（第3回・最終回） EPA介護福祉士候補者 現地説明会に参加して

徳心会 常務理事 関根 陸雄
(社会福祉法人協議会 広報委員長)

1. 現地合同説明会ベトナム

今年度最後の現地説明会はベトナムです。以下の日程で開催されました。

日時 12月6日（火）～8日（木） 会場 HANOI GRAND PLAZA

午前9時受付、9時半説明会開始、12時半から1時間昼休み、4時半説明会終了です。

受入機関の参加数は次の通り。 第一日 6日（火）病院8機関、老人ホーム38機関

第二日 7日（水）〃0〃、〃48機関

第三日 8日（木）〃0〃、〃30機関

延べ、〃8〃、〃116機関

航空会社は今回も全日空を利用しました。

往路 08:55 羽田発 15:10 ハノイ着（NH857便）

復路 15:40 ハノイ発 22:15 羽田着（NH858便）

往路が6時間15分、復路が4時間35分、時差2時間。往路と復路で1時間40分の所要時間の違いがあります。職員旅行でダナンへ行ったときも往路と復路で所要時間が大きく異なったので「おや」と思いましたが、理由は良くわかりません。偏西風だけの影響でこれだけの誤差は現れないと思うのですが・・・・・・。

入国にあたって出入国カードは不要でした。入国審査もスムーズに通過。JICWELSは持ち込み資料について税関で少々手間取ったそうです。

ノイバイ空港はODAで大成建設株が、ハノイまでの高速道路は2014年に三井住友建設株によって建設されたとのことです。道路は一部4車線で渋滞もなく快適でした。30分程度で市内に到着。

ガイド曰く、両替はホテルのレートが最も良いと云うことで、空港ではなくホテルで両替しました。半信半疑でしたが、その通りでした。政府の通達で最近そうなったそうです。東南アジアでは珍しいと思います。

午前7時半頃に撮影した会場ホテルです。撮影が下手ではなく肉眼でもこのように一見スモッグに霞んでグランド・プラザの文字がはっきりしません。出発前にハノイの空気は汚いという報道でしたので「やはり」という感じでした。しかし、ガイドに言わせるとスモッグではなく霧だとのこと。湖や池が多いので朝は霧が発生することが多いそうです。霧が発生する日は日中良い天気になるとのこと、その通りのようです。しかし、空気がきれいという保証にはならないと思います。ダナンもそうでしたが、道路はとても広いのですが、そこをバイクが群れをなして走ります。



7時半撮影 霞んで見えない



12時半撮影 はっきり見えます

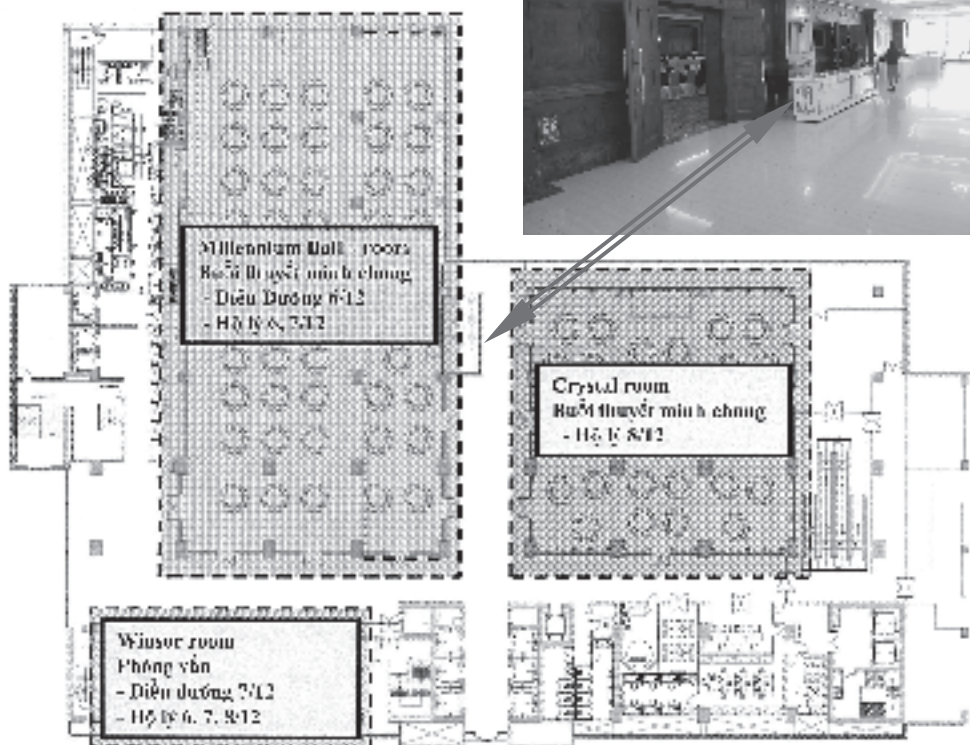


HANOI GRAND PLAZA 正面



エントランス側面 ホテル前広場はゆったり

【会場】説明会場は2階 Public area にあり、以下がそのレイアウトです。図面左上の Millennium Ball-room が合同説明会場、同左下 Winsor room が面接会場です。Crystal room は他の団体が使用していました。



【説明会場】第二日 7 日（水）介護福祉士候補者 200 名。一様に白の制服で少し違和感があります。初日 6 日（火）はこれに看護師候補者 28 名が参加しました。



広い会場ですが、参加者が多いため窮屈です。ベトナムからの受入れは2年前の平成26年度から開始されましたが候補者を同伴した施設が目立ちました。インドネシア・フィリピンに比べて即戦力になるということだと思います。

介護福祉士コースについては多くの受入機関の参加が見込まれたため、1受入機関当たり1日のみの参加となりました。国際厚生事業団より参加可能日の決定連絡が10月20日（木）なので、航空券等の手続きがそれ以降となり年末の予定が少々厳しくなりました。

参加者は日本語研修中の候補者に加え、過去に日本語研修を終了し7月・12月の日本語能力試験N3以上を受験した者と既に日本語能力試験N2以上を取得した者。ですから日本語はそこそこ通じますが、戦争の影響でしょうか英語はほとんど駄目です。持参した資料はフィリピンで使用した英語版でしたので全く役に立ちませんでした。ベトナム語で資料を準備するのが最善と思いますが準備作業は大変です。説明資料は日本語で十分だと思います。しかし、N2程度では意思疎通までは困難なので通訳は必要です。

冒頭記述したように、初日の6日（火）のみ看護師コースと介護福祉士コース、第二日および第三日は介護福祉士コースのみでした。参加した候補者は看護師28名、介護士200名でした。インドネシア・フィリピンと異なり毎日全ての候補者が来場しますが、病院の参加は初日のみでしたので看護師の二日目は面接のみです。介護福祉士コースの候補者は全員が3日間出席ということですが、二日目を覗いてみたら疲れた顔をしている候補者が散見されました。研修施設からこの会場まで遠いようで車酔いで具合が悪いという候補者や風邪気味だという候補者が目に付きしました。小柄で華奢な子が多いようですが、体力的にどうなんだろう？と少し気になりました。

合同説明会会場は今年からここグランド・プラザホテルに変更になったとのこと。変更理由はわかりませんが、市街に近く便利になったのでわたしたちにとっては好ましいことです。

候補者たちの公募方法については、現地の送出し機関 DOLAB という組織が担当しています。国際研修協力機構 JITCO のホームページによると MOLISA の内部組織です。

通訳のハーさんが送出し機関について候補者に聞いたところ、およそ次のようでした。MOLISA とはベトナム労働・傷病兵・社会省のことで、ここが候補者たちの人材育成をしており、毎年500人の中から200人を選抜してこの合同説明会に送り出しているとのことでした。この人材育成システムに応募するためには、大学を卒業した上で看護もしくは介護の学校を卒業する必要があります。通訳の TRAN THAI HA（チャン・タイ・ハー）さんは、その経歴書からてっきり男性と思い込んでいましたが女性でした。そんなこともあってホテルのロビーで待ち合わせの約束でしたが、行き違いがあり少し慌てました。英語も日本語も完ぺきです。今年度3カ国の通訳の中で一番高額な料金でした（本当に驚くほど高額です）。優秀故に高額なのかと思いましたが、どうやら間に複数の人が係わっているために本人にはそれほど渡っていないようでした。帰国後、メールで挨拶をいただいたのも彼女だけで、とても優秀だと感じています。メールの内容もこの制度のこと、ベトナムのこと、日本とベトナムのことと、広く深い視点で意見を述べられていることに感心しました。

【合同面接会場】



右手前が面接会場。ここで面接の順番を待ちます。



面接方法はフィリピン・インドネシアと同じですが、他に比べカジュアルです。



今後のベトナム人候補者受入れ予定は、2月14日（火）および3月10日（金）にそれぞれ第一次マッチング、第二次マッチングが実施されます。その後5月下旬に訪日後、2カ月の日本語研修を受け8月に就労開始となります。このことからフィリピンやインドネシアに比べて就労開始時期が早いことがわかります。

一昨年職員旅行で行ったダナンもそうでしたが道路はとても広くできています。ハノイはダナンよりも自動車の数は多かったもののバイクの数はダナンの方が多く感じます。ダナンでは長い砂浜が続き、ホテルのプライベートビーチに並んで市営の大きなビーチがあり、暗いうちから大勢の市民が利用していましたが、ここハノイも早起きなのでしょうか？



ベトナムでは会社員でも副業をしている人が多いそうです。労働法でもこれを認めており6割の会社員が副業をしているという調査もあるそうです（通訳のTRAN THAI HAさんもアルバイトでした）。その動機は「もっとお金が欲しい」ということだけではなく、自分の人生を託せるのは「会社」ではなく「家族」という見方をしている人が多いことも影響しているそうです。そうだとすると日本でもその辺りを考慮に入れたかかわりが必要になると云うことだと思います。

日本で働くということは、給与の面だけでなくステータスとしても魅力なのだそうです。家族や親戚は身内が日本で働いているということで周囲に自慢ができるということです。

大学は人気がないそうです。国道沿いにあるということで実際に行ってみました。三年前に開校した私立大学は生徒が集まらなくて閉校となっていました。大学進学を望まない理由は、卒業しても仕事がないと云うことでした。高校を卒業してタクシー運転手のような仕事に就くか、専門学校へ行って職を手にするかを選択する学生が多いそうです。もしくは、日本やドイツのような外国に留学。しかし、卒業後彼らが戻って来ないと云うことが問題となっているそうです。

新卒者の給与は一般的に月額3万円程度だそうです。ただし、外国の工場に勤めると月額10万円というケースもあるそうです。

現地で聞いた話なので全てこれが事実と捉えられても困りますが、興味深かったので紹介します。技能実習生制度を利用して来日する場合、ベトナムのブローカーに90万円から100万円を支払います。その内の40万円はデポジットで、契約が満了するとその金額は本人に戻って来るとのこと。職場放棄を抑止するために契約途中で放棄するとこのデポジットが没収される仕組みとのことです。日本円で90万円というと一般的な新卒者の30ヶ月分の給与です。当然これは家族や知人を巻き込んだ借り入れということになり、残された家族のところにはこの返済が重くのし掛かるとのことです。ですから、技能実習生からしてみれば良い日本の会社というのは、土日休みなしで残業がたくさんある、要するに労働環境よりも手取りの大小とということになります。日本の労働基準法に触れる会社ということ。ですから、私の中の良い会社と彼らの中の良い会社の定義が異なるため、話はかみ合いませんでした。技能実習生制度については、最近では日本の経営者も学習した結果、直接現地にアウトソーシング採用する傾向にあるとのことです。

40万円のデポジット制度は国の指針が変わったため廃止されるそうです。これでブローカーに支払う額が抑えられるので参加しやすくなるとのことですが、デポジットで押さえるという当初の目的が改善したのではないので、ただ喜んで良いということでもないと思います。

ハノイから少し郊外へ向かうと建設ラッシュです。マンション建設や工場建設が盛んに行われています。既に大きなマンションや新しい工場もたくさんあり、日本企業が目立ちました。クボタのテレビコマーシャルそのままです。工場団地が近く誘致されるということで、こんなところに建てて購入する人がいるのだろうかと思うような田んぼの中に建設中のマンションもありました。車で走っていると工場団地は突然現れ、まだまだ発展中と云ったところ。

ベトナムは社会主義国なので農地も当然国が所有しているはず。耕作の牛がたくさんの田畑に見えます。ガソリン価格は現在14,000VND/ℓ、去年は24,000VND/ℓとのこと。建設会社がこれら田畑を国から買い上げるのだそうです。現在農地として耕作している人や、その土地で生活している人には立ち退き料が支払われると云うことです。立ち退き料の他に工場予定地の場合はそこで就労する権利、マンション建設の場合は優先入居の権利が与えられるとのことです。マンション建設の場合は就労権利を付与できないので工場建設の場合より少し高額な立ち退き料となるそうです。

ワインはフランス産とベトナム産があり現地ワインに誇りを持っているような感じです。聞くとフランスの統治が長いので現地でも良いワインができるとのことでした。イタリア、スペイン、チリ、カリフォルニア等は聞きますがベトナムワインはあまり聞いたことがありません。

ベトナムコーヒー、特にリスマークは有名です。私はあの独特の甘い匂いが苦手です。そのベトナムコーヒーにルアックがあったので購入しました。ベトナムでルアックと云うかどうかわかりませんが、世界中でドリアンと云うから勝手にルアックと私は呼んでいます。インドネシアでも本物か偽物かなんてガイドが言うくらいですから、これも本物かどうかわかりません。要するに本当にルアックが食べたものかどうかわかりません。インドネシア同様非常に高額です。

屋台のフォーがおいしいから是非召し上がれ、とガイドが勧めるので試食。今朝、彼女が食べたというホテル前の屋台へ一人で行きました。フォー・ボーは牛肉のフォー、フォー・ガーは鶏肉のフォーです。言葉は全く通じないしメニューを見てもわかりません。テーブルを拭いているおばちゃんに声を掛けると無視されました。店の優しい兄ちゃんが勝手に牛肉のフォーを用意してくれました。会計も不安でしたが、英語で35と云うから35,000VND。50,000VNDでおつりはチップとして上げました。一般にフォーの値段は2万ドン～5万ドンで、具が贅沢になると高額になるそうです。レートは200VND ≒ 1円です。三鷹の本部の下にベトナム人経営のフォー専門店がありますが、牛肉のフォーが一杯950円です。

フィリピン、インドネシアそしてベトナムと3カ国の合同説明会に参加しました。それぞれの国で文化や人間性が違います。合同説明会会場で受入機関を観察するとベトナムが一番人気のようです。説明会の段階でN3以上の日本語能力を持つこともその原因と思いますが、雰囲気は我々日本人に似ている所もあると思います。フィリピンは英語が公用語の一つなので何となく意思疎通ができるという点ではインドネシアよりもハードルが少し低く感じるのではないのでしょうか。インドネシアはイスラムと云うことで最初は少し敷居が高く感じるかもしれません。

先日送られたあるアンケート結果によると、明らかに就労目的で来日していない候補者が存在するようです。受入れ機関側の問題も皆無とはいえないので即断は禁物ですが、試験に合格する意欲も無い者が存在するそうです。勤務中の勉強時間を取るにより明らかに一般職員よりも労働時間が短い中、施設としては先行投資して育成しているという気持ちもわからないではありません。就労期間の義務化の提案をされている施設もありますが難しい問題です。

2. 訪日前日本語研修 インドネシア

3カ国それぞれ日本語研修制度等は微妙に異なりますが、徳心会ではインドネシア人を受け入れているので、それについて紹介します。

第一次就労意向状況通知書の確認後、9月末までに第一次受入れ意向表を提出し、第一次マッチングが終了します。ここでマッチングが終了しないと第二次に進みますが、そこでもマッチングしないとそこで終了となります。

マッチングが終了した候補者は南ジャカルタにある研修機関「PPPPTK BAHASA」で12月から6月までの半年間泊まり込みの研修に参加します。

写真は一年前の1月31日に行ったときのものです。右はPPPPTK BAHASAの入り口。この日は日曜日だったのでガードマン詰め所に研修生たちが集まっていました。次ページの写真は入り口を入った左手の事務所。その下が構内です。構内は非常に広く、研修棟、宿泊棟があり、イスラム教の礼拝所もあります。



基本的には受入れ機関の訪問は認められていません。そのためなのか日曜日だからなのか会議室は開放していただけませんでした。近所のケンタッキー・フライド・チキンで候補者と会いました。受入れ機関の訪問は認められていませんが、構内の写真撮影は認めてくれました。こういうところはアバウトです。アバウトなので日本から連絡を入れてもあまり埒は明きません。近くにはインドネシア大学があり、東洋最大規模のボゴール植物園もあります。日本の中古電車が近くを走っています。



半年の訪日前日本語研修期間が終わるといよいよ来日です。来日後半年間の日本語研修は、一般財団法人海外技術者研修協会（HIDA）が担当します。徳心会に配属予定の候補者達は全員愛知県豊田市の中部研修センターに配属されました。12月上旬までの半年間ここで更に日本語や介護に関する学習を行います。平成28年度は来日者232名のうち、東京の研修施設に30、ここ愛知県中部研修センターに160名、そして大阪に42名と割り振られました。私はこの中部研修センターしか知りませんが、とても不便なところにあります。名古屋から1時間少しかかります。周りは田んぼで、良くこんな所にこれだけの規模の研修施設を建てたと感心します。開校式、就労前説明会そして成果発表会・閉校式と3回の案内が来ます。出席は任意ですが、候補者のことを考えると欠席というわけにはいきません。欠席の施設はかなりの数見受けられますが、就労後のことを考えると、面倒でも大変でも出席するべきだと思います。閉校式の後、即アパートまで引率があります。新幹線に初めて乗るものだから本人達は大喜びですが、半年分の荷物があるのでこれをできるだけ別送させないと引率者は大変です。

中部研修センターにて



1 期生



2 期生

以上3回に亘り私の経験を綴りました。EPAを絶賛するものでもありませんし、EPAが労働力不足のためだけに存在するものでもないことを伝えたくて、そして技能実習制度の導入に少なからず疑問を持ったと云う理由から紹介しました。

たくさんの人の協力をいただきましたが、わたしの力不足のため当初自分で思ったようにお伝えできなかったことが残念です。

EPAについては岡内幸策氏著「外国人看護師・介護士」に詳しく書かれています。2011年11月30日発行と、いまから5年前に出版されたものなので資料は少し古いものの良く調べられていて丁寧に説明されています。EPAの制度から締結各国の国民性、候補者の採用と育て方等、参考になると思います。

関東甲信越静ブロック社会福祉法人経営青年会総会・研修会を東京都内で開催しました（東京都青年経営者会）

社会福祉法人協議会の下部組織にあたる東京都青年経営者会（東京都内において社会福祉事業に従事する満50歳未満の役員や管理者職員等で構成。現在の会員数は87名）は、関東甲信越静ブロック社会福祉法人経営青年会との共催で、平成28年度の総会・研修会を平成29年2月9日・10日の2日間の日程で浅草ビューホテルで開催しました。この総会・研修会は、ブロック内の各都県の持ち回りで開催しているもので、平成28年度は東京都が当番県にあたっていました。

今年度の総会・研修会ではテーマを「未来・創造」とし、社会福祉の分野に捉われない新しい時代の動きや考え方等を学ぶことを主眼としました。

当日は来賓も含め166名の青年経営者が集い、猪瀬直樹氏（作家・元東京都知事）からの「この国のゆくえ～青年経営者に期待すること～」と題したご講演をはじめ、4人の講師の方々からのご講演を通して、これからの社会福祉の在り方や社会福祉法人経営者が果たす役割を改めて考える貴重な機会となりました。



石川青年経営者会会長からの開会挨拶

■ 平成29年度法人協 総会の日程（全会員法人が参加対象です）

平成29年度の法人協 総会は、下記のとおり、計2回を予定していますので、ぜひご予定ください（開催期日の約1ヶ月前に別途ご案内通知をお送りします）。

第1回総会 平成29年5月24日（水） 午後（会場は未定です）

第2回総会 平成30年2月14日（水） 午後（会場は未定です）

● 編 ● 集 ● 後 ● 記 ●

みなさん改正社会福祉法の本格施行に伴う作業は順調ですか？今年度はEPAの追っかけをした都合、長い期間法人を空けてしまいました。そんな訳で、いまその作業に追われています。

役員として存在するのはまず第一に会員サービス、情報提供だと思ってやってきました。しかし、振り返れば原稿の締切に追われ、事務局には迷惑をかけました。今年度も予定通り3号の法人協を発行することができましたが、取材に協力いただいた方々と広報委員会の方々のお陰です。社会福祉法人協議会はもう少し委員会活動等を活発にしないと広報委員会としては掲載するものに困ります。来年度は副会長を増員したので活発な活動に期待します。

（徳心会 関根）

法人協 第30号

発行 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 社会福祉法人協議会
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL 03-3268-7192
発行人 社会福祉法人協議会 会長 品川 卓正
編集人 社会福祉法人協議会 広報委員長 関根 陸雄
発行日 平成29年3月27日